

令和5年度フードバンク活動推進モデル事業仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度フードバンク活動推進モデル事業

2 業務の目的

フードバンク活動を実施している団体が生活困窮者等に常時十分な食品を提供できるようにするため、特定の地域において、行政・民間・住民の参画のもと、安定的かつ持続可能なフードバンク活動が展開されるような取組を実施し、地域密着型の食料支援体制の確立を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

4 業務の対象とする地域

仙台市、石巻市、東松島市、女川町、大崎市、栗原市、登米市、富谷市を除く地域（複数の市町村を含むことが望ましい）

5 業務の内容

受注者は、次の事業を実施するものとする。

(1) 地域におけるフードバンクに対する理解の醸成

イ 市町村、社会福祉協議会、商工団体及び農業協同組合等

フードバンク活動への支援・協力を得られるようにするため、発注者の協力を得て、各関係団体に直接出向き、フードバンク活動の周知を実施すること。その際、フードバンク活動の必要性、有用性の理解を一層深めてもらう内容になるよう留意すること。また、4箇所以上実施すること。

ロ 企業及び個人（学生等を含む）

チラシの配布、行政広報誌、新聞（取材による）、ラジオ、HP、SNS等により、企業及び学校等に周知を実施すること。その際、フードバンクの仕組み及び必要性、食品提供への協力の呼びかけ、提供対象食品について周知する内容となるよう留意すること。

(2) 新たな食品提供協力事業者の開拓

イ 開拓方法

食品提供協力に至っていない企業等に対して、発注者と受注者が共同で個別に食品提供協力についての協力依頼を行い、食品提供協力事業者として新たなフードバンク活動への協力体制を構築すること。

ロ 事業者数

協力依頼を行う企業等については、受注者と発注者との協議において選定するものとし、3事業所以上実施すること。

(3) 食品保管場所の確保

事業実施地域の行政機関、社会福祉協議会及び非営利活動法人等と交渉し、交渉先が所管している施設においてフードバンク活動における提供食品の保管場所の確保として無償での借り上げ施設の確保に努めること。

(4) フードドライブの実施

地域住民からの継続的な食品提供を受けられるようにすることを目的とした、フードドライブを実施すること。その際、実施場所として地域住民の出入りが多い施設において行うよう留意すること。

(5) 県内フードバンク活動団体連携会議の開催

県内のフードバンク活動団体を対象に、団体間の意見交換や先進事例の紹介等を目的とした連携会議を1回以上開催すること。

(6) 事業の結果報告

(1) から (5) において実施した事業に係る、以下の項目について別紙様式により発注者に報告を行うこと。

イ フードバンク活動周知実施件数

ロ フードバンクに関する理解度及びニーズの把握

ハ 食品提供事業者への協力依頼の可否結果、評価点及び課題点

ニ 提供食品保管場所の借り上げ交渉の可否結果、評価点及び課題点

ホ フードドライブの実施内容、結果

ヘ 企業・一般等からの食品提供の集計

ト フードバンク活動団体連携会議の開催結果

6 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、この業務に係る会計関係帳簿等の書類を5年間保存すること。

7 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 業務に利用する電子メールの誤送信防止対策

イ 電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分（宛先、CC及びBCC）、件名、本文及び添付ファイル等に誤りがないか再確認すること。

ロ 一斉送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようBCCを利用すること。

ハ 重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、暗号化又はパスワード設定を行うこと。

ニ 一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数職員による確認を行うこと。

8 その他

受注者は、この仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(指示及び報告等)

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

注1 「発注者」は実施機関を、「受注者」は委託先をいう。

2 特記事項中の（※）の箇所については、委託等の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

3 特記事項等に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常この契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、この契約において契約事項として措置されてない場合には、措置する必要がある。

4 委託等の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。